

# 新出の『三昧聖由緒書』 『大和国三昧明細帳』 について

伊藤 唯真

一

昭和五十二年の初冬、筆者は古書籍即売会で古記録二冊を購入した。売出し用紙片に「大勸進史料」と書かれた古書が出ているのを教えてくれたのは同僚の平祐史教授である。当時、勸進史料の蒐集に努めていた筆者はさ

っそく会場の近鉄百貨店に行き、目当ての書を係員にガラスケースから取り出して貰った。よくみると勸進史料となるものではなかったが、東大寺大勸進職の龍松院から奉行所へ差し出した三昧聖の由緒書であった。三昧聖にも少なからぬ関心をもっていた筆者はこれを購入することを心に決め、なおもこの書物が置かれていた辺りを見てみると、少し離れたところに表紙の欠けた黒ずんだ一本があり、「三昧」「開山行基菩薩」「墓郷」「聖」

などの文字が目飛びこんできた。大和国の三昧の明細が書かれているのである。さきに竹田聴洲教授の還暦記念論文集『日本宗教の歴史と民俗』に、「三昧聖の墓地開創伝承——『行基菩薩草創記』をめぐって——」を發表した筆者としては見逃せない記録である。そこでこれも直ちに購入することにした。

かくて、東大寺大勸進職龍松院が管掌していた三昧聖の由緒および行基開創の伝承をもつ三昧についての記録二冊がわが所蔵に帰したのである。その後、本格的な研究を進めないままに折にふれてこれらの冊子に目を通している、入手当時は別々の記録と想っていた両冊が相互に関連することがわかってきた。つまり『由緒書』に「然ルニ今般三昧明細帳、自聖中差出候間、如先例帳面御奉行所江奉差上候」「今般明細帳当院江為差出候儀者

(略) 件由緒帳面等取調奉差上候」など出てゐる。「三昧明細帳」「帳面」「明細帳」に該当するもの一つが、この諸所の三昧に関する記録をまとめた表紙を欠いた冊子であつたのである。『由緒書』の末尾に天保十四年(一八四三)の国中聖惣代から龍松院への書き上げが付載されているが、この聖惣代の吉備村心楽寺理行、粟殿村極楽寺庄吉は表紙欠の三昧記録に出ている人物であり、書上げのなかに「種々巨細書記し、明細帳奉差上候」とある明細帳こそが、まさしく筆者入手の三昧に関する記録冊子であることが判明してきた。従つて由緒書と三昧記録の両冊は一具のものであるといえるし、『由緒書』はくわしく云えば『三昧聖由緒書』であり、また三昧記録の冊子は『大和国三昧明細帳』と名づけてよいことがわかつたのである。

この『三昧聖由緒書』『大和国三昧明細帳』は決して大冊とはいえないが、近世の三昧聖の研究にとってはまことに貴重な内容をもつてゐた。近世三昧聖に関する史料はごく僅かしか学界に提供されてゐない。管見では堀一郎氏が紹介された東大寺系三昧聖関係文書(『我が国民間信仰史の研究』所収)、岡本良一・内田九州男氏共編の『道頓堀非人関係文書』、上別府茂氏が精力的に集められた諸史料(第二十八回日本民俗学会年会研究発表

資料「近世三昧聖の実態とその特質」、大谷大学国史学会『尋源』三十号「摂州三昧聖の研究」、その他『泉州郷土文化資料』誌など若干の地方誌に紹介されているだけに過ぎない。

そこで、このような現状に鑑み、まず本文を提供して学界の自由な研究に資することが肝要であると考えられたので、まず本誌の紙上をかりて全文を紹介することにしたわけである。

## 二

『由緒書』は全一冊、縦三十二・五糎、横二十五糎の袋綴二十二丁からなり、これに「由緒書」と題された内表紙を有し、さらに濃茶色の布製表紙をつけているが、題笀はなく、裏表紙は破損している。

内容は、弘化三年(一八四六)閏五月十一日に東大寺大勸進職龍松院役僧海音院・放光院から奈良奉行所へ差出された「口上書覚」と、天保十四年(一八四三)閏九月に大和国聖惣代理行(吉備村心楽寺)弥兵衛(新木村万福寺)藤兵衛(下市村称念寺)庄吉(粟殿村極楽寺)から本山役所(龍松院)へ出された「乍恐以書附奉申上候」とからなつてゐる。前者には「書頭之通、御奉行所江由緒委細奉書上候、為後鑑写之、此度聖中江下置者也」

との本山役所龍松院から「一派聖中」へ宛てた書き添えがある。

この添書によれば、聖惣代を通じ大和国配下の各三昧聖に由緒を了知さすべく、奉行所へ提出した由緒書の写しが下付されていたことがわかる。おそらく諸国の聖惣代へも由緒書写しが与えられ、検地奉行への対策に資せられたことと思われる。上別府茂氏によれば、龍松院の支配権は、十八世紀中期頃は五畿内各国三昧聖にあったが、少なくとも十九世紀中期に至って五畿内および近江国、丹波国へ支配権を拡大したというが（上別府氏前掲論文）、「口上書覚」の冒頭に「当院配下五畿内聖職之儀者云々」とあるから、これが書かれた弘化三年（一八四六）はまだ五畿内に限られ、近江、丹波両国は配下になかったことがわかる。両国へも支配権をのびしたのは少なくとも弘化三年以降のことであろう。

「口上書覚」は奈良奉行池田播磨守に差出されたものである。最初に聖職の成立が行基の発願に因ることから、聖法師は行基、志阿弥の法孫として墓寺の住持をつとめることなどを主張し、ついで大仏殿の創建と回祿、復興の歴史に触れ、いずれの場合にも五畿内の聖法師が勧進上人に随逐し、落慶供養には参集して捻香拝礼を勤めた」と説き、さらに毎年の年頭・八朔には五畿内一派の聖は

本山の龍松院へ、また大和の聖惣代は奈良奉行所へそれぞれ御札に参上するしきたりになっていることを述べている。ついで聖が諸役を免ぜられて連綿と聖業を勤めている所以を、三昧除地の由緒を明かすことよって公権から諸役御免を許された事実の列挙によって裏づけている。慶長十年（一六〇五）二月、摂河泉三昧聖の諸役免許が認められたこと、延宝二年（一六七四）の大坂奉行の三昧除地の取調べに由緒書を提出したこと、延宝六年（一六七八）の和州検地奉行、河州検地奉行、泉州検地奉行の調べにも由緒に因って旧例の通り免除になったこと、宝永年中の寺社改めに際し、龍松院から三昧寺号・由緒などを書き上げたこと、寛政七年（一七九五）に寺社奉行からの由緒御尋ねがあり、天保十四年（一八四三）にも大阪奉行所、伏見奉行所、二条奉行所などから由緒につき取調べがあり、いずれも古記先例を調べて答書を差出したことなどが書かれている。そして最後に、近時三昧聖の聖職が乱れているので、由緒を篤と教示し、開祖行基の教誡と公儀の法度を守らす必要があるとし、三昧除地の儀は公辺の差配に従い、法務の面では龍松院の指示を守るべく、由緒帳面などを取調べて奉行所に差上げるものである、と述べている。

「乍恐以書付奉申上候」は、主として新三昧の寺号の

## 三

こと、奈良奉行への年頭・八朔御礼の式法、礼禄、着服などのことを龍松院へ言上したものである。これによれば、和州の聖が往古より支配している三味は寺号を称しているが、元禄十一年（一六九八）の帳面改めでは古三味から分地した新三味には寺号を書上げなかったので、今度の検地などの帳面を調べ、委細に書き記した。新三味といつてもこれは延宝、元禄の検地以前からあつて除地になつてゐるものである。近年聖が中絶し、火葬などを村方に任せてゐる所もあるという。新墓の出現や三味聖の解体などを窺う点で示唆ぶかい記述である。また奉行所への年頭御礼は正月八日、八朔御礼は七日二十八日に行なわれ、紬綿入十徳、葛の袴を着用し、小脇差で罷り出で、広間で与力に謁し、礼禄金百疋を呈上したことが知られる。また新奉行が着任したときには役所の沙汰を蒙むり、聖総代が冥伽金百疋を献上し、大広間に着座して祝儀を言上した。これらは三味聖の奉行所での祝儀言上の礼式や、また三味聖の地位そのものを示してゐて興味深いものがある。

本書の原題は内扉では「由緒書」となつてゐるが、本文の紹介に當つては、その内容に基づき私に『三味聖由緒書』と題した。

表紙を欠き、書名を逸しているが、仮りに『大和国三味明細帳』と題したいま一つの冊子は、縦二十七・五厘、横十九・五厘の袋綴八十四丁からなつていて、大和国の三味四十九か所の明細が書き留められてゐる。表紙を欠いているから逸失部分がどれだけかわからないと思われようが、冒頭部分が國中聖惣代の理行がある吉備村心楽寺になつてゐるから、本文の欠損部分はないといつてよい。その成立年時は記載されていないが、さきに述べたように『三味聖由緒書』と同時期のものである。つまり天保十四年（一八四三）から弘化三年（一八四六）の間にとめられたものといえよう。この明細帳には古三味から分れた新三味も書き上げられてゐるが、『三味聖由緒書』にある天保十四年閏九月の「乍恐以書附奉上候」に「古三味之御分地新三味之儀者、寺号奉書上候」と書かれてゐることに徴しても、この『大和国三味明細帳』が天保末年に各三味からの書き上げをまとめたものであることがわかる。

この『明細帳』の記載様式は一定しており、はじめに三味所在地の領主名、郡村名、寺号を掲げ、ついで以下

(一)赦免除地の地目とその開基者、(二)三昧内の施設(名称、規模、方位など)、(三)除地面の坪数、(四)墓郷、(五)三昧聖、聖屋敷などの順序で書き上げてある。この『明細帳』では最後の聖の名の下に黒印が押してある場合が多い。『明細帳』そのものの筆跡はごく一部(高市郡小泉堂村三昧、部方山接迎寺の分)を除いて同一であるから、恐らく各三昧から差出された明細をもとに、あらためて書き直して冊子に仕上げたのち、三昧聖に確認させながら押印させたものであろう。この『大和国三昧明細帳』が本山龍松院のものか、あるいは大和国聖惣代のもとにあったものか、いま一つ不明の点があるが、いずれにせよ原本的なものであることについては確かである。

龍松院配下の諸国三昧明細帳については、和泉国三昧聖文書に弘化二年(一八四五)の『庵室三昧明細帳』のあることが上別府氏によって報じられているが、一国単位の三昧明細帳の全容ということになると、この『大和国三昧明細帳』の存在はきわめて貴重であるといわざるをえない。『大和国三昧明細帳』を縦覧すると、三昧の所在地が十市、高市、平群、広瀬、城上、山辺、忍海、葛上、葛下、吉野、宇智の十二郡にわたっているが、添下、添下、宇陀の三郡については記載がないのにすぐ気づく。これら東北部の三郡については別に『明細帳』が存

在したことを意味していよう。大和国は南北二組に組織されていたが、この冊子に従えば、ここに記載がないのは大和東北部のごく一部であるから、まだ地域的に截然と南北の二組に別れたものでなかったようである。『三昧由緒書』の「乍恐以書付奉申上候」は「國中聖惣代吉備村心楽寺理行、新木村万福寺弥兵衛、下市村称念寺藤兵衛、粟殿村極楽寺庄吉から連名で出されたものであるが、このうち心楽寺理行と極楽寺庄吉とは『三昧明細帳』に出てくる。しかし万福寺弥兵衛、称念寺藤兵衛は見当らない。この二人は大和東北部三郡の『三昧帳』に出る筈のものである。とすれば大和一国の三昧はすでに二組に分かれて龍松院の支配下にあったことは確かである。

さて、行基開創伝承をもつ三昧は寺庵の有無にかかわらず、いずれも寺号を有したが、この冊子には四十九ヶ寺、墓地としては五十三ヶ所が記載されている。この種の『三昧明細帳』は、行基開創を伝える墓地とその寺号の総覧でもある。三昧のなかに墓地がある例もみられるが、三昧の寺号とこの墓寺の寺号とは別であった。たとえば城上郡北別所村の三昧は浄念寺の寺号をもっていたが、この三昧除地内にある墓寺は称念寺と称した。また山辺郡匂田村三昧願光寺にも善福寺という墓寺があった。宇智郡異安寺村の三昧西正寺には善導寺という寺が

あった。墓寺とよばれているものの存在形態が如実に示されている。

三昧内の施設としては火葬場（または焼穴）、阿弥陀堂・地藏堂・観音堂・行基堂などの仏堂、無常堂・焼香堂・礼場引導場などの建物、蓮華石・迎地藏・来迎仏・六地藏などの石造施設が普遍的である。行基堂や行基石塔がある三昧は墓地開創伝承上からも注目される。また、よくわからないが、鳥木も墓地内によくみられる施設である。埋葬についての記述も見逃せない。十市郡吉備村三昧心楽寺は大規模墓地に属するが、ここでは道より西に「小児埋墓」が二ヶ所あった。また当麻二上山三昧雲分寺には二十九間四方の三昧除地面、四十一間四方の聖屋舗とともに二十四間四方の「埋墓」があった。

三昧の除地面を明確にすることは『三昧明細帳』作成の主要目的であったから、これに関する記述は正確が期待せられ、東西南北の間数または坪数反畝で示されている。ただし聖屋舗は年貢地であった。葛下郡猶原村明堂寺三昧には「行基田」七百六十五坪があり、これもまた除地であったようである。

この『大和国三昧明細帳』で注目されるのは「墓郷」の記述である。墓郷とは入会墓が共通である村郷をいう。墓郷という名称は大和では今日も用いられ、「墓

子」などと書かれ、また人びともそのように考えている。惣墓では入会う村のことが重要であるが、この墓郷の明記は大和の惣墓研究にとって非常に有難い。大和の墓郷は二十二ヶ村を最高に、十ヶ村以上が三十七パーセントもあり、平均は約七ヶ村である。

次に各三昧の聖軒数は三昧の大きさに比例しているが、葛下郡寺口村三昧常願寺の二十二軒を最大とし、平均では五軒弱である。三昧によっては他村三昧聖の兼帯となっているところもある。三昧聖のうち、法師形のものは阿弥号をもっていたといわれるが（上別府氏前掲論文）、この『三昧帳』では阿弥号をもつものは皆無であり、三昧聖のすべては俗形であったようである。

最後に、この冊子を縦覧したところを、三昧寺号、三昧所在地、除地面積、墓郷規模、聖軒数の五項に整理して、帳面の記載順に表示しておきたい。

記載順	三昧寺号	所在地	除地面積	墓郷	聖軒数
1	心楽寺	十市郡吉備村	二千八百三坪	十八ヶ村	七軒
2	明安寺	十市郡南浦村	(聖屋舗二十間二尺四方)	十ヶ村	四軒
3	雲分寺	十市郡飯高村	三昧東西二十間、南北十八間、半南北九間、聖屋舗東西二十九間、南北二十七間	八ヶ村	三軒

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
明見寺	常国寺	極楽寺	極楽寺	安土寺	善導寺	西方寺	西福寺	明楽寺	上品寺	長楽寺	一心寺	真国寺	(寺号無)	(寺号無)	極楽寺	念仏寺
城下郡岩見村	城上郡八尾村	広瀬郡赤部村	広瀬郡広瀬村	平群郡久保田村	高市郡見瀬村	高市郡常門村	高市郡吉井村	高市郡丹生谷村	高市郡市之上村	高市郡曾我部村	高市郡南平田村	高市郡南八木村	高市郡上居村	高市郡立部村	高市郡橋村	十市郡葛本村
余四方	二十九間二尺	三十間七尺二寸四方	二千五百六十坪	東北六十三間 南北五十間	東北二十九間 南北五十三間	東西一丁南一丁半	十五間四方	三昧三十間四方 聖屋舖八間四方	四十六間半四方	二十五間五尺四方	十四間四方	六百六十坪	五十五間四方	八十六間四方	二十三間二尺五寸四方	千八百五坪 (内寺屋敷二百八十坪)
二ヶ村	八ヶ村	五ヶ村	六ヶ村	七ヶ村	六ヶ村	七ヶ村	十一ヶ村	二ヶ村	十四ヶ村	五ヶ村	六ヶ村	三ヶ村				十四ヶ村
一軒	七軒	二軒	六軒	十八軒	一軒	二軒	一軒	一軒	一軒	五軒	二軒	一軒	帶	聖の兼	平田村	十四軒

38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
浄安寺	国安寺	正念寺	(寺号無)	法生寺	白墓寺	願光寺	常念寺	(寺号無)	浄念寺	宗楽寺	西方寺	西方寺	極楽寺	西生寺	十念寺	鏡安寺	西蓮寺
葛上郡柏原村	葛上郡東膳村	忍海郡平岡村	山辺郡長柄村	山辺郡中山村	山辺郡山口村	山辺郡匂田村	山辺郡庵治村	城下郡遠田村	城上郡北別所村	城上郡白木村	城上郡滝之倉村	城上郡初瀬村	城上郡栗殿村	城上郡慈恩寺村	城下郡岩田村	城下郡平田村	城下郡八田村
一町四方	三十二間七尺二寸四方	(記載無し)	二百十坪	八十三間五尺四方	二千百坪	南北六十間	東西八十八間	(無し 記載)	十歩	千三百五坪	千五百坪		十六坪二歩	二千九百十坪	四百二十坪	三百三十二坪	
五ヶ村	五ヶ村	十六ヶ村	十ヶ村	八ヶ村	十六ヶ村	四ヶ村	十六ヶ村	二ヶ村	十ヶ村	二ヶ村	六ヶ村	三ヶ村	十一ヶ村	四ヶ村	五ヶ村	十ヶ村	一ヶ村
一軒	一軒	十八軒	八軒	一軒	十六軒	一軒	一軒	北別所 聖兼帶	八軒	一軒		二軒	二軒	一軒	二軒	十軒	一軒

新出の『三昧聖由緒書』『大和国三昧明細帳』について

45	44	43	42	41	40	39
雲分寺	接迎寺	長願寺	西蓮寺	明堂寺	往生寺	極樂寺
葛下郡当麻村 二上山	葛下郡小泉堂 村	葛下郡池田村	葛下郡高田村	葛下郡猶原村	葛下郡下田村	葛上郡極樂寺 村
二十九間四方	東北十二間 東西二十間	十九間四方	東西四十四間 四尺余、三十 二間五尺余 南北十三間半 寸八間一尺二	二十間四方	二百二十四坪	二千二百六十 六坪
十一ヶ村	七ヶ村	五ヶ村	五ヶ村	五ヶ村	一ヶ村	二十二ヶ 村
七軒	二軒	六軒	二軒	九軒	一軒	十軒

53	52	51	50	49	48	47	46
西正寺	尾崎寺	水無寺	西方寺	本清寺	本清寺	常願寺	常樂寺
宇智郡靈安寺 村	宇智郡釜久保 村	宇智郡須恵村	宇智郡源山村	吉野郡志賀村	吉野郡上市村	葛下郡寺口村	葛下郡磯之村
(本文参照)	東北十五間 南北十三間	東西十五間 南北十二間	二十間四方	峰寺村除地 一反三畝五歩	四畝七歩	東北十五間 南北六十五間	二十間四方
三ヶ村		二ヶ村	三ヶ村	七ヶ村	四ヶ村	四ヶ村	一ヶ村
二軒	二軒	二軒	二軒	一軒	五軒	二十 二軒	一軒



### 一 三昧聖由緒書

去ル(天保十三)壬寅年從公儀、東大寺大勸進龍松院江三昧聖由緒就御尋、古記等取調御答申上候、然ルニ今般三昧明細帳、自聖中差出候間、如先例帳面御奉行所江奉差上候、依之由緒之条再応御答申上候、

#### 口上書覺

一、当院配下五畿内聖職之儀者、東大寺大勸進始祖行基大僧正依発願、人王四十五代聖武天皇蒙勅、天下田畑之廣狭を定、田畑之步数分、米穀之斗舛量、四民日用之飲食箸服を分、随而是異す、亦其至ル所ニ橋を造、堤を築、留止之所ニ四十九院等之道場を建、其傍ニ三昧之地を定、泉州大鳥郡家原寺之傍ニ安国寺、城州鳥部山延年寺等之三昧を始、所々ニ葬所を取建有之候、往古者本朝ニ火葬之法無之、水葬土葬等ニ而、住居之地ニ埋、或者骸を山林曠野ニ捨、禽獸之ためニ君父之遺骸を令辱、加之年貢調進之地所を塞、国益之費等不少、依之諸人之死骸を一所ニ藏候地を定被置候処、上下其便宜を慕、一国ニ五ヶ所、或者式拾五ヶ所と致分派、凡畿内ニ三百有余ヶ所と相成、其地ニ各寺を建、墓寺と称し、或者是を御坊と唱、行基之弟子四百余人之聖法師を令住持、亡者之追善を

營、貴賤之墳墓を吊之行法を定被置候、依之三昧之地者、従往古被免諸役、子々孫々護持仕来候者ニ而、行基志阿弥等之法孫ニ相違無御座候、然ニ天平十三辛巳年聖武天皇大仏殿建立之依願、行基菩薩大勸進之蒙勅命を、国々聖法師を令随逐、天下を勸進し、殿堂悉成就し、開眼堂供養之節、依其勤功、大會之御令参集候、其後四百三十餘年を経而、人王八十代高倉院之御宇治承四年十二月廿八日、平中将重衡之罹兵火、回祿仕、同五年二月廿六日、大佛殿堂為再興之、後白河帝依勅、將軍頼朝卿外護、法然坊源空上人可被為大勸進之旨、右大辨行隆朝臣を以勅定を被下之処、弘法之暇無之を以固辞依被申、重而徒弟之内器量之仁を可令撰拏之旨被仰下依、門人俊乗坊重源上人を以遂大勸進之職被補、三月三日大佛殿有事始、奉行前左少辨行隆朝臣、幹事采西禪師、西行法師、佐々木四郎高綱を始、五畿内聖法師如舊例令随逐、天下を勸進シ、文治元年八月廿七日、後白河法皇御幸、公卿殿上人被為供奉、伊豫守源朝臣義経卿外護、舍那佛開眼唱導師東大寺沙門定遍僧正、咒願師興福寺權僧正信円、講師大僧都覚憲、衆僧沙弥達一万人余、此中ニ五畿内聖法師一派一百人令参集候、亦十一ヶ年を経而建久六年三月十一日、右幕下

頼朝卿上洛、後鳥羽院行幸被為、百官供奉、同十二日、供養導師大僧都覺憲、咒願師勝憲僧都、五畿内聖等如先例、法會之砌令參集候、猶亦其後三百七十三年を経而、人王百七代正親町院御宇永祿十年十月十日、松永彈正忠久秀之羅兵火ニ回祿、其後百十九年を経而、龍松院公慶上人、貞享二年蒙勅許・台命、増上寺頭普大僧正依荷担、諸国勸進、如古格五畿内聖令隨逐、殿堂伽藍宝永度ニ至而御皆造大會之砌、如舊例令參集候、則捻香拜礼等為相勤申候、猶又毎年五畿内一派之聖、年頭・八朔共登山仕候、中ニ茂和州一国之聖惣代を以、奈良御奉行所江年頭・八朔御禮申上候、

但墓所を三昧と相唱候儀、是者梵語ニ而禪定入定、或者本覺、亦阿耨多羅三藐三菩提等之儀ニ御座候、然ニ諸人之墓所を佛智本覺之地杯と勝れたる称号有之儀、不審相聞候得共、三昧之儀者佛心を悟る根本ニ而不及凡慮處ニ、唯佛説之貴き奥儀を申而已ニ御座候、惣躰有情之身者地水火風之四大假令之者ニ而、本来不生不滅之空ニ宿、世間之木火土金水を以保<sup>(A.D.)</sup>、臨命終其身を地水火風空之本地ニ歸す、是則法身之入定也、爰を以墓所之称号を三昧と申唱候、且又聖有髮ニ候て田畑致所持、農

業相兼候得者、御坊聖杯とは難申姿ニ候得共、彼等一派之濫觴者、三昧草創之砌聖武天皇勅而、臣家四百人を行基菩薩給<sup>(二册カ)</sup>、自から僧躰、或者優婆塞ニ而、佛智三昧之授附屬、亡者追善執行、聖武天皇敬感不淺、依勅聖之称号給ふ、其後年曆相重、文治元年八月廿七日、舍那佛開眼之砌、後白河法皇聖之姿を被為敬覽在御製、和歌曰、優婆塞の見れハ沙門の形たり、いかなる家の誰人の子そ、右之尊詠を下し給ふも、落髮有髮ニ而僧躰相交候故、為規模之旨被命候、勅答ニ而御座候、尤中古々農業乍相兼、舊例之掟相守者共ニ候得者、公儀ニ茂被為深感、子々孫々被免諸役、連綿と聖業相勤候、依之慶長十年二月片桐東市正殿被為先例調、諸役免許之折紙を撰河泉江被遣、右家臣田村助右衛門之書翰等依有之、小出將之輔殿被成墨附を、其後元和五年十二月五日、松平周防守殿以來統而泉州岸和田領主岡部美濃守殿、従先代当代迄墨附致頂戴候、猶亦延宝二甲寅年、大阪御奉行彦坂老岐守殿・石丸石見守殿三昧除地御調ニ付、由緒為差出申候、同六年四月、和州檢地御奉行本多中務大輔殿、吉野郡南国栖村本陣ニ而由緒被為調、江戸表御勘定所江御達ニ相成、諸事舊例之通被成御免

除、又河州檢地御奉行本多出雲守殿・同本多兵部少輔殿、國中三昧除地由緒之一件ハ上郡小寺村ニ而被為調、江戸表御窺之上、先規之通被成御免除候、又同午年泉州檢地御奉行岡部内膳正殿、撰刃檢地御奉行青山大膳亮殿御調之節、和州河州ニ而被為調候一件奉申上候得者、直ニ御勅定所江御窺之上舊例之通被成御免除候、其後宝永年中松平玄蕃頭殿寺社御改之節、三昧寺号由緒等為書上候、亦享保七寅年、聖年貢之儀ニ付、從御料御代官所先規ニ無之儀被申付候間、大阪奉行北条安房守殿・同鈴木飛驒守殿歎訴仕候處、是亦江戸表御窺之上、先例之通致上納候様被仰渡候、又寛政七卯年八月、寺社御奉行松平右京亮殿、当院役僧召出ニ而由緒御尋之節も、先例取調御答申上候、然ニ天保十四卯年九月、大阪御奉行水野若狹守殿・同久須美佐渡守殿由緒之一件御尋ニ付、古記取調御答申上候、同年伏見御奉行内藤豊後守殿、二条御奉行、同事ニ聖共召出ニ而被為調候間、御答書為差出候、奈良御奉行池田播磨守殿江者當院々書上申候、右件之由緒大概奉申上候、

今般明細帳当院江為差出候儀者、彼等始祖草創以來年霜相重候得者、人氣區々ニ而薄情ニ押移、君父を蔵し、

九族之墓所を穢所抔と申習し、剩先祖之墳墓を荒地同様ニ心得、加之父母之遺骸非人跡之者ニ荼毘為致、第一孝道之本意を失ひ、佛慮之聖自然蔑ニ相成、己來數ヶ敷次第ニ付、此度彼等由緒之条篤と致教示、如先規、正數開祖之教誡ニ隨、別而公儀之御法度相守、葬式營之節者、宗門引導僧と立會、御掟之通可致勤行之由申達候、將亦三昧除地大切之儀者不及申、先例為相守、何事茂如法相勤可申儀急度為承知候、依之明細帳先規之通為差出候得共、除地之儀者公辺之御差配、当院之儀者法務教示而已候得者、御制禁々之儀者行届不申候間、件之由緒帳面等取調奉差上候、何卒御留メ置被成下候得者、難有奉存候、以上、

東大寺大勸進職

弘化三丙午年

龍松院役僧

閏五月十一日

海音院

御奉行所

放光院

書頭之通、御奉行所江由緒委細奉書上候、為後鑑写之、此度聖中江下置者也

弘化三丙午年

本山役所(黒印)

閏五月十一日

一派聖中

出申候、

但當時俗躰ニ而罷出候分者、麻上下着用、小脇

乍恐以書附奉申上候

差ニ而罷出申候、

一、大和國中聖共往古々護持支配候三昧ヶ所、寺号相唱

一、前々御禮罷出候節帶刀仕、僕扨人召連、御玄闕前

罷在候故、元禄十一年帳面相調、當御番所様江奉差

ニ而刀為相持、為扣置申候、

上候処、高祖菩薩御開基之外、古三昧之御分地新三

當國中聖惣代

昧之儀者、寺号奉書上候夏共失念仕候故、今般御檢

何郡何村何寺

地等之帳面相調、委細ニ書記し奉差上候、尤新三昧

誰

と相唱候得共、近年下々ニ而勝手ニ取捨候場所ニ而者

右同断

無之、何レ延宝元禄等御檢地以前々有之候三昧ヶ所

右之通兩名を認差上申候、

ニ而、御竿除ニ被為成下候地面等ニ相違無御座候、且

一、御奉行所御禮相濟候上、御与力中不殘、御同心御掛

亦聖共古三昧ヶ致分派、永續仕候、然ル処近年所ニ

リ河井勝右衛門殿、土井一二殿回勤仕候、

種々巨細書記し、明細帳奉差上候、

但銀式文目宛御祝儀奉差上候、

一、當町御奉行所江年頭・八朔御禮相勤候式并御禮禄・

着服等之儀御尋ニ付左ニ奉申上候、

一、年頭八朔御禮、正月八日・七月廿八日相勤申候、

猶又當御奉行様御初入之節、御役所様御目見之御

一、御禮勤方之儀者、表御玄闕南側御式臺江罷上リ、

沙汰奉蒙候故、扨國為聖惣代、御冥加金百疋奉獻覽

御廣間江着座任、御組同心御取次被成下、御与力中

候、尤式禮之儀者年頭・八朔御祝儀同断、大廣間江

御謁ニ相成申候、尤御礼禄金百疋奉差上候儀ニ御座

着座仕候而舊例之通御祝儀言上奉申上候、

候、

右之通、御奉行所江前々年頭・八朔御禮勤方相違

一、着服之儀、紬綿入十徳・葛之袴着用、小脇差ニ而罷

天保十四卯年

理行

國中聖惣代吉備村心榮寺

閏九月

新木村万福寺

弥兵衛

下市村称念寺

藤兵衛

粟殿村極楽寺

庄吉

御本山

御役所様

## 二 大和国三昧明細帳

植村出羽守殿御預り所

十市郡吉備村心楽寺

三昧

一、御赦免御除地

高祖菩薩御開基

一、火葬場 梁行式間桁行四間 但し西向

一、焼香場 梁行三間桁行四間 向同断

一、六地藏 梁行四尺桁行式間 南向

一、禮場 梁行丈間桁行式間 南向

一、鳥木 式本有

一、墓門 梁行八尺桁行式間 西向

一、埋墓 道々西ニ式ヶ所有

一、吉備大臣石塔 有

一、猪掛地藏 有

一、観世音 石仏 有

一、開山行基菩薩石塔 有

一、来迎仏釈迦如来 是石佛也

当三昧心楽寺ト申者、多恐も人皇四十一代清見ヶ原の都御宇持統天王御貴詔ニ依而、天子始て火葬し玉ふ、又後年吉備大臣の望ニ依而、御葬場式尺ニ六尺の土を分移して、高祖行基菩薩坪数を以三ツ形ヲ四尺五寸ニ八尺の穴を開キ玉ふ刻、諸人滅罪生善之ために地藏并大日如来之像を自作し玉ふ、今現ニ聖屋敷之内ニ有之候、後代其地藏并を模作し、千躰の地藏彫刻し、阿波空山満願寺ト申候、但し開基之列者右之通りニ候得者、大和国第三番ノ墓ト申伝ル也、

一、三昧除地 東西七拾五間 南北四十六間

坪数 合式千八百三拾坪

墓郷

一、吉備村 池尻村 膳夫村 出合村 法花寺

村 石原田村 西ノ宮村 大福村 出垣内

村 新堂村 戒重村 岸ノ上村 横内村

島井村

以上 拾八ヶ村

聖

理行 印

藤兵衛 印

喜三郎 印

長兵衛 印

外二 三軒

平野兵庫之助殿御知行所

十市郡飯高村雲分寺

三昧

源兵衛 印

庄七 印

外二 老軒

七四

赤井五郎作殿御知行所

十市郡南浦村明安寺

三昧

一、御赦免御除地

高祖菩薩御自作

一、火葬場 式間四間 南向

一、六地藏 四尺式尺 向同断

一、鳥木 式本有

一、禮場 丈間三式間 南向

一、三昧除地面 三拾五間式尺四方

聖屋舗 式拾間式尺四方

墓郷

一、南浦村 香久山村 南山村

村 木ノ本村 下八釣村

高殿村 別所村

奥山村 北山

一、飯高村

多村 豊田村

矢部村 満田村

矢橋村

墓郷

三昧地面 東西式拾八間半 南北十九間

聖屋舗 東西廿九間南北廿七間

高祖菩薩御開基

一、火葬場 梁行式間桁行四間 南向

一、焼香場 式間四方

一、諷経場 梁八尺桁六間 南向

一、礼堂 梁丈間桁式間 北向

一、鳥木 式本有

一、墓寺 梁式間半桁四間半 南向

上飛驒村

外二 拾ヶ村

聖 佐兵衛 印

外二 八ヶ村

聖 助七

茂兵衛

庄九良

聖

宇兵衛印

忠次郎印

平兵衛印

忠三郎印

平次良印

要介印

庄兵衛印

外二  
五軒有

宗兵衛印

武兵衛印

忠兵衛印

清水様御領分

十市郡葛本村念仏寺  
三昧

一、御赦免御除地

開山行基菩薩御自作

一、火葬場 梁式間桁四間 但し西向

一、焼香場 三間四方 西向

一、鳥 木 式本有

一、六地藏堂 卷間ニ式間 南向

一、行基堂 梁式間桁五間 東向

一、禮 場 行基堂内ニ有之

三昧地面 千八百拾五坪

此内式百八拾坪者寺屋敷ニ

御座候

墓 郷

一、葛本村 中 村 竹田村 常盤村 木原村

新賀村 上品寺村 新之口村 新堂村

味間村 十市村 太田市村 多 村 山之

坊村

メ拾四ヶ村

植村出羽守殿御領分

一、御赦免御除地

高祖菩薩御開基

一、焼 穴 卷ヶ所

一、<sup>石仏</sup> 釈迦如来堂 三尺四方

一、六地藏 三尺ニ丈間

一、鳥 木 式本

一、禮 場

三昧除地面 式拾三間式尺五寸四方

シンボウ殿

河原村ニ有之候

聖

正 順

高市郡立部村三昧

一、御赦免御除地

高祖菩薩御開基

三昧除地面 東西南北八拾六間

同御領分同郡上居村三昧

一、三昧除地面 五拾五間 四方

右同断

兼帶仕候

植村出羽守殿御領分

高市郡南八木村真国寺

一、御赦免御除地

高祖菩薩御開基

一、焼 穴 壱ヶ所

同堂 貳間四間

一、六地藏

一、礼 場

一、阿弥陀堂 四尺四方

一、鳥 木 貳本

三昧除地面 坪数

合六百六拾坪也

墓 郷

一、南八木村

北八木村

醍醐村

又三ヶ村

喜兵衛

植村出羽守殿御領分

高市郡南平田村一心寺

一、御赦免御除地

高祖菩薩御開基

一、焼 穴 壱ヶ所

一、六地藏 壱間ニ貳間 西向

一、釈迦堂 半間四方

一、禮 場 壱間ニ貳間

一、三昧除地面 拾四間四方

墓 郷

一、平田村

御菌村

越 村

上平田村

檜前村

栗原村

右三ヶ村通イ場ニ御座候

和田兵庫之助殿御知行所

高市郡曾我村長楽寺

一、御赦免御除地

高祖菩薩御開基

三昧

聖

藤七 利八 印



一、火葬場 式間ニ四間 但し南向

一、引導場 丈間四方 南向

一、六地藏 有

一、礼場 丈間四方

一、鳥木 式本有

三昧地面 式拾五間五尺四方

墓郷

一、曾我村 曲川村 雲橋村 忌部村

妙法寺村

ノ五ヶ村

聖 清兵衛

茂 八

外ニ 三軒有

植村出羽守殿御領分

高市郡市之尾村上品寺 三昧

一、御赦免御除地

高祖菩薩御開基

一、火葬場 式間四方 北向

一、引導場 丈間八尺 向同断

一、六地藏 四尺八尺 東向

一、鳥木 式本

一、禮場 式間ニ式間 西向

三昧除地面 四拾六間半四方

墓郷

一、石ヶ峰村 市尾村 高井村 藤井村

田井ノ庄村 兵庫村 峰守村 曾和村

矢田村 羽田村 松山村 吉備村 木辻村

薩摩村

ノ拾四ヶ村 小八良 ㊦

植村出羽守殿御領分

高市郡丹生谷村明楽寺 三昧

一、御赦免御除地

高祖菩薩御開基

一、焼穴 壱ヶ所

一、六地藏 有

一、礼場

三昧地面 三拾間四方

聖屋鋪 八間四方

聖

庄 八 ㊦

墓郷

一、丹生谷村 今住村

ノ式ヶ村 右今住村ハ

通イニ

御座候

植村出羽守殿御預り所

高市郡常門村西方寺  
三昧

一、御赦免御除地

高祖菩薩御開基

一、火葬場 梁式間桁四間 西向

一、阿弥陀堂 東西三間南北式間半 南向

一、六地藏 半間ニ式間 向同斷

一、禮場 卷間ニ式間 南向

一、鳥木 式本 有

三昧除地面 東西卷丁南北卷丁半

墓郷

一、常門村 川西村 北越知村 萩原村

根成柿村 箸喰村 舟付山村

又七ヶ村

但し根成柿村

右村者河西村

兼帶仕候

忠六

万治郎

印

植村出羽守殿御預り所

高市郡吉井村西福寺  
三昧

一、御赦免御除地

高祖菩薩御開基

一、燒穴 卷ヶ所

一、迎地藏 有

一、燒香堂 〃

一、六地藏 〃

一、禮場 〃

三昧地面 東西南北 拾五間四方

墓郷

一、西坊城村 東坊城村 万田坊城村

古川坊城村 置田坊城村 秋吉坊城村

出村 伊場坊城村 勝目村 奥田村

吉井村

又拾ヶヶ村

聖 甚兵衛

聖屋敷屯軒

年貢地ニ御座候

植村出羽守殿御領分

高市郡見瀬村善導寺  
三昧

又

印

一、御赦免御除地

開山行基菩薩御自作也

一、火葬場 式間ニ四間 東向

一、六地藏 式間ニ丈間 東向

一、礼場 式間ニ式間 西向

一、釈迦如来 有

三味地面 西廿九間南北五拾三間 入口北

一、鳥木 式本 有

墓郷

一、見瀬村 大輕村 石川村 鳥屋村

五条野村 久米村

メ六ヶ村

聖 庄兵衛 印

平群郡久保田村安土寺

三味

一、御赦免御除地

高祖菩薩御自作

一、火葬場 式間ニ四間 南向

一、六地藏 式間ニ式間 南向

一、礼場 式間四方 北向

一、観音堂 有

寺 老ヶ所 有

三味地面 坪数三千八百八拾六坪

尤聖屋敷

三軒者

御年貢地ニ

御座候

墓郷

一、久保田村 吐田村 西下永村 岡崎村

西安堵村 東安堵村 西椎木村

メ七ヶ村

聖 弥四郎 印

小兵衛 印

久兵衛 印

平兵衛 印

五兵衛 印

伝次郎 印

小四郎 印

儀三郎 印

拾軒有

外ニ

多武峰寺御知行所

広瀬郡広瀬村極楽寺

三味

一、御赦免御除地

開山行基菩薩御自作也

一、火葬場 貳間四間 南向

一、諷經場 丈間ニ三間 西向

一、六地藏 八尺三間 南向

一、引導場 丈間ニ三間 南向

一、鐘樓堂 丈間四方 西向

一、禮場 丈間三間 北向

一、行基堂 貳間半ニ四間半 南向

三昧除地面 東西六拾三間南北五拾間

墓郷

一、廣瀬村 金剛寺村 古寺村 富本村

大場村 出屋鋪村

又六ヶ村

聖助 七

助次郎

外ニ 四軒有

㊦

㊦

坪數合貳千五百六十貳坪

墓郷

一、赤部村 大垣内村

疋相村 笠村

齋音寺村 又五ヶ村

聖 意仲

又 嘉右衛門

松平甲斐守殿御領分

貳下郡八尾村常国寺 三昧

一、御赦免御除地

高祖行基菩薩御開基

一、火葬場 石位 貳間四間 東向

一、地藏尊 有

一、六地藏 五尺ニ貳間 南向

一、禮場 八尺貳間 西向

一、鳥木 貳本

一、三昧除地面 三拾間七尺貳寸四方

墓郷

一、八尾村 新町村 田原本村 保津村

宮古村 鍵村 法貴寺村 小坂村

又八ヶ村

聖 治兵衛

伊兵衛

一、御赦免御除地

開山行基菩薩御実作

一、火葬場 貳間四方 南向

一、六地藏 半間ニ壹間半 南向

三昧地面 東西六拾壹間南北四拾貳間

㊦

㊦

玄 東 ①  
弥 助 ①  
弥 兵衛 ①  
外 二  
式 軒 有

松平甲斐守殿御領分

式下郡岩見村明見寺  
(三昧脱九)

一、御赦免御除地

高祖菩薩御開基

一、燒 穴 卷ヶ所

一、六地藏 有

一、禮 場 有

一、燒香仏地藏 ヲ

一、三昧除地面 式拾九間式尺式寸四方

墓 郷

一、岩見村 今里村

ノ式ヶ村

聖 重治郎 ①

鈴木長之助殿御知行所

式下郡八田村西蓮寺  
三昧

一、御赦免御除地

高祖菩薩御開基

一、燒 穴 卷ヶ所

一、蓮花石 有

一、地藏堂 梁行四尺桁行五尺

一、六地藏 式尺五尺

一、禮 場

一、鳥 木 式本

三昧地面 拾七間六尺式寸四方

墓 郷

一、八田村 備前村

式ヶ村

此墓所通イ場ニ

御座候

聖 喜兵衛 ①

聖屋敷卷軒

年貢地ニ住居候

松平甲斐守殿御領分

式下郡平田村鏡安寺  
三昧

一、御赦免御除地

高祖菩薩御開基

一、火葬場 式間四間 東向

一、六地藏 卷間式間 北向

一、礼場 丈間ニ式間 西向

一、行基堂 老間四方 東向

一、鳥木 式本 有

三昧地面之内 行基堂式間ニ三間

南向ニ而有之候

一、三昧除地面 坪数合三百三拾貳坪

墓郷

一、平田村 大木村 為川村 藏堂村

森屋村 大安寺村 伊豫村 上下井上村

坂手村 見延村

ノ拾ヶ村

聖

甚兵衛

善兵衛

市兵衛

甚次郎

六軒有

① ① ① ①

一、六地藏 四尺ニ式間

一、鳥木 式本

一、三昧地面 坪数四百廿坪

墓郷

一、岩田村 箸中村

備前村 穴師村

羽津理村 ノ五ヶ村

清水様御領分

式上郡慈恩寺村西生寺

三昧

一、御赦免御除地

高祖菩薩御開基

一、焼穴 老ヶ所

一、六地藏 有

三昧地面 坪数老千九百拾坪余

龍谷村長者墓外寄墓

是兩預通イ也

黒崎村墓老ヶ所

同通イニ御座候

墓郷

一、慈恩寺 脇本村

黒崎村 龍谷村

聖

源蔵

織田丹後守御領分

式上郡岩田村十念寺

三昧

一、御赦免御除地

高祖菩薩御開基

一、火葬場 式間ニ四方 南向

聖

茂助 惣七

四ヶ村

清水様御領分

式上郡西粟殿村極楽寺  
(三昧脱カ)

一、御赦免御除地

行基菩薩御自作也

一、火葬場 式間四間 東向

一、六地藏 半間ニ卷間半 東向

一、行基堂 丈間ニ卷間 東向

一、禮場 丈間ニ式間 西向

一、門 有之 門外ニ神主礼場拾坪斗有

三昧除地面 坪数拾六坪式步

墓郷

一、平等寺村 粟殿村 上ノ庄村 大泉村

茅原村 馬場村 高宮村 河合村

三輪村 金屋村 薬師堂村

又拾老ヶ村

聖庄 吉 庄三郎 ㊦

一、御赦免御除地

高祖菩薩御自作

一、火葬場 式間ニ四間

一、六地藏 式ヶ所有

一、礼場 丈間ニ式間

三昧地面 坪数合千百五拾六坪

墓郷

一、長谷村 初瀬村

白髪村 又三ヶ村

織田大和守殿御領分

式上郡滝之倉村西方寺  
三昧

一、御赦免御除地

高祖菩薩御自作

一、焼穴 老ヶ所

一、六地藏 有

一、焼香地藏 有

一、禮場 々

三昧除地面 坪数合千五拾坪也

墓郷

一、滝倉村 小夫村 修理江田村 芹井村

三谷村 島村 又六ヶ村

聖 良 玄

聖 伊兵衛 源兵衛 ㊦

織田大和守殿御領分

式上郡白木村宗樂寺  
三昧

一、御赦免御除地

高祖菩薩御自作

一、焼 穴 壳ヶ所

一、六地藏 有

一、迎地藏

三昧地面 坪数千三百五坪

墓 郷

一、中白木村 北白木村

ノ式ヶ村

聖

喜兵衛

印

三昧御除地之内称念寺ト申墓寺

壳ヶ寺有

一、三昧除地面 壳丁八反九畝拾歩

坪数合五千六百七拾三坪

墓 郷

一、釜ノ口村 長岡村 下長岡村 柳本村

南別所村 山田村 渋谷村 辻村

太田村 草川村

ノ拾ヶ村

聖 平兵衛

利兵衛 印

市三良 印

半治良 印

聖 長兵衛 印

外 弥三郎 印

外 式軒有

織田大和守殿御領分  
式上郡北別所村浄念寺  
三昧

一、御赦免御除地

開山行基菩薩御自作

一、焼 穴 壳ヶ所

一、六地藏 有

一、行基菩薩石塔 有

一、鳥 木 式本 ヶ

一、无所堂 骨堂 跡有

一、鐘楼堂 有

植村出羽守殿御預り所

式下郡遠田村

一、新墓 壳ヶ所

聖 北別所

墓 郷

一、遠田村 海知村 武蔵村 檜垣村

ノ四ヶ村

兼帶仕候



柳生但馬守殿御領分

山邊郡庵治村常念寺  
三昧

一、御赦免御除地

高祖菩薩御自作

一、火葬場 三間ニ式間 南向

一、禮場 丈間式間 向同斷

一、鳥木 式本 有

三昧地面 拾五間四方

墓郷

一、庵治村 東下長村 加幡村

ノ四ヶ村

小島村

聖庄三郎

印

三昧入口ニ法見塔有之候

一、白墓寺三昧者匂田村附也

右之墓地之内善福寺ト申墓寺有

一、三昧除地面 東西八十八間南北六拾間

墓郷

一、匂田村 丹波市村 井戸堂村

西九條村 都蔵村 川原城村

田井庄村 永原村 森目堂村

庄屋敷村 豊井村 豊田村

ノ拾六ヶ村

田村

聖角兵衛

平兵衛

重介

惣兵衛

伊三郎

善治

五兵衛

武兵衛

金兵衛

佐治郎

清助

ノ外ニ 五軒有

織田丹後守殿御領分

山邊郡匂田村願光寺  
三昧

一、御赦免御除地

高祖菩薩御開基

一、火葬場 式間ニ四間 東向

一、禮場 丈間ニ式間半 西向

一、六地藏 四尺ニ式間 西向

一、鳥木 式本 有

一、阿弥陀堂 丈間四方

一、杖立地藏 丈間ニ老間

織田丹後守殿御領分

山邊郡山口村白墓寺 三昧

一、御赦免御除地

高祖菩薩御自作

一、火葬場 式間ニ四間

一、六地藏 丈間ニ三尺 西向

一、禮場 丈間ニ式間 西向

一、鳥木 式本 有

一、阿弥陀堂 三間四方 南向

三昧地面 坪数合式千百坪

墓郷

一、山口村 内山村 桃尾村

針尾村 藪原村 木堂村

八ヶケ村

匂田村

善勸 ㊦

織田大和守殿御領分

山邊郡中山村法生寺 三昧

一、御赦免御除地

高祖菩薩御自作也

一、火葬場 式間ニ四間 西向

一、鳥木 式本

一、禮場 丈間ニ式間 東向

一、六地藏 四尺式間 西向

一、地藏堂 石仏地藏 卷間四方 西向

三昧地面 八拾三間五尺四方

尤聖屋鋪年貢地ニ

御座候

長栖村墓所

此坪数式百拾坪 是通イニ也

墓郷

一、中山村 成願寺村 萱生村 新象村

三昧田村 兵庫村 佐保庄村 長栖村

竹之内村 峯田村

八ヶケ村

聖

佐市良 ㊦

又次良 ㊦

佐七 ㊦

平介 ㊦

四軒有

永井播磨守殿御領分

忍海郡平岡村正念寺 三昧

一、御赦免御除地

高祖菩薩御自作

一、火葬場 式間ニ四間 南向

一、六地藏 四間ニ三間 東向

一、地藏尊 有

一、禮場 丈間ニ式間 東向

一、鳥木 式本

一、観音堂 有 但し南向

三昧除地面 東西五十間四方

墓郷

一、平岡村 忍海村 西辻村 花内村

北花内村 脇田村 林堂村 山田村

藤井村 馬場村 梅室村 桑海村

笛吹村 庄堂寺村 古寺村 山口村

拾六ヶ村

聖 徳兵衛 印

善三郎 印

源四郎 印

外 拾五軒有

高祖菩薩御開基

一、焼穴 壱ヶ所

一、迎地藏

一、禮場

三昧除地面 三拾式間七尺式寸四方

尤聖屋敷六畝有

右者二屋敷也

墓郷

一、奉膳村 古瀬村 飯際村 今木村

薬水村 戸毛村

五ヶ村

桑山九兵衛殿御知行所

葛上郡柏原村浄安寺

三昧 植村出羽守殿御領分

御赦免御除地

一、御赦免御除地

高祖菩薩御自作也

一、焼穴 壱ヶ所

一、六地藏

一、禮場

三昧地面 壱丁四方

墓郷

聖 惣兵衛 印

小田又七郎殿御代官所  
葛上郡東膳村国安寺  
三昧

一、御赦免御除地

一、柏原村 出屋鋪村 原谷村 丸山村 車木村

ノ五ヶ村

西持田村 林村 朝妻村 五百家村  
西北窪村 高天村 舟路村 伏見村  
名栖村 下ノ茶屋村

小田又七郎殿御代官所

ノ式拾式ヶ村

葛上郡極楽寺村極楽寺

三味聖 要次郎 喜兵衛 孫七 庄八郎 平兵衛 浅右衛門 四軒

一、御赦免御除地

高祖菩薩御自作也

一、火葬場 式間ニ四間 東向但し表開戸

裏引戸

一、引導仏 三尊阿弥陀檜仏 有

一、焼香堂 梁行老間桁行式間

一、地藏尊 有

一、六地藏 式ヶ所南北<sup>ニ</sup> 梁三尺 桁八尺

一、礼場 梁行三尺桁行壹丈三尺

三味地面 坪数貳千貳百六拾六坪

此内ニ御廟所、石塔場、聖屋敷

念仏院 極楽寺 八幡宮

屋鋪共有之候

墓郷

一、南口村 井戸村 極楽寺村 佐田村

大井田村 関屋村 小窪村 増村

小殿村 持田村 僧戸村 鳥井戸村

一、焼香仏 有

一、六地藏六観音堂 半間ニ三間南向

一、焼香堂 有 三味地面 東西十四間南北拾六間 坪数貳百廿四坪

聖屋鋪 拾四間四方

聖 吉助

要次郎 喜兵衛 孫七 庄八郎 平兵衛 浅右衛門 四軒

坪数合百九十六坪

又七間四方 四拾九坪

墓郷 合ノ式百四拾五坪

一、下田村

小田又七郎殿御代官所

葛下郡猶原村明堂寺

三昧

一、御赦免御除地

開山行基菩薩御自作也

一、火葬場 式間ニ四間 南向開戸

一、礼場 丈間ニ式間 東向

一、北六地藏堂 丈間半間 南向

一、南同 堂 同断

一、来迎佛阿弥陀如来 有

一、三昧地面 東西南北式拾間四方

又行基田地坪数七百六拾五坪

墓郷

一、猶原村 森脇村 宮堂村 豊田村

三室村

ノ五ヶ村

聖新兵衛 ⑧

藤七 ⑧

源兵衛 ⑧

太助

弥介

又七

三軒有

植村出羽守殿御預り所

葛下郡高田村西蓮寺

三昧

一、御赦免御除地

高祖行基菩薩御実作

一、火葬場 四間式間 南向

一、鳥木 式本 有

一、六地藏 西向

一、禮場 丈間ニ四間半 東向

一、引導場 四間ニ三間半 南向

三昧除地面 東西四拾四間四尺三寸

南北拾三間半

十八間老尺式寸

墓郷

一、神楽村 出屋敷村 八十村 大中村

高田村

ノ五ヶ村

聖長兵衛

長三郎

鳥居丹波守殿御領分

葛下郡池田村長願寺

一、御赦免御除地

高祖菩薩御自作

一、焼穴 壹ヶ所

一、六地藏 四尺ニ式間 西向

一、来迎仏 有 但し南向

一、礼場 壹間ニ式間 西向

三昧除地面 東西南北拾九間四方

墓郷

一、領家村 池田村 大谷村 岡崎村

金生寺村 五ヶ村

聖

弥兵衛 印

佐平 印

徳治郎 印

外三軒

接迎寺

一、火葬場 式間四間

一、焼香場 三間四方

一、禮場 式間三間

一、六地藏 四尺丈間

一、華表 式ヶ所

一、墓郷 小泉堂村 四保村 新町 五位村

寺田村 慈明寺村 今井西

右七ヶ村支配

聖基流

弥兵衛

葛下郡当麻村二上山

雲分寺 三昧

一、御赦免御除地

開山高祖菩薩御自作

一、焼穴 火葬場 式間四間 南向

一、鳥木 式本

一、礼場 丈間ニ式間 西向

一、無常堂 三間ニ四間 東向

一、万才殿墓印

法塔有

一、行基宝塔 有

一、六地藏 有

植村出羽守殿御領所

高市郡小泉堂村御領地三昧

一、墓地境内 南北拾式間 東西廿間

部方山

一、中將姫 宝塔有

一、三昧除地面 式拾九間四方

聖屋鋪 四拾壹間四方

一、埋墓 式拾四間四方

墓郷

一、当麻村 染井村 新在家村

今在家村 大橋村 中村 鎌田村

野口村 勝根村 西田井村

ノ拾壹ヶ村

聖庄 八 ①

角兵衛 ①

外<sup>二</sup> 八兵衛 ①

四軒有

尤聖屋敷年貢地ニ

御座候

聖清 七

葛下郡寺口村常願寺 三昧

一、御赦免御除地

開山高祖菩薩御開穴

一、六地藏 八尺ニ式間 東向

一、焼穴 一ヶ所

一、礼場 壹所

一、三昧除地面 東西拾五間南北六拾間

墓郷

一、寺口村 新庄村 中東村 大屋村

ノ四ヶ村

大畑 西室 弁之庄

右三ヶ村通イ也

聖甚 六 ①

又五郎 ①

助次郎 ①

与次郎 ①

外<sup>二</sup> 拾八軒有

一、御赦免御除地

高祖行基菩薩御開基

一、焼穴 壹ヶ所

一、六地藏 有之

一、焼香堂 壹間四方

一、三昧地面 式拾間四方

松平甲斐守殿御領分

葛下郡磯之村常楽寺 三昧

小田又七郎殿御代官所

吉野郡上市村本清寺

三昧

一、御赦免御除地 四畝七歩  
廿三間五間三尺

開山行基菩薩御自作也

一、燒穴 卷ヶ所

一、六地藏 有

一、禮場 〃

一、迎地藏 〃

三昧除地面 式拾七歩  
拾間式間四尺式寸

墓郷

一、上市村 飯貝村

丹治村

増口村

〃四ヶ村

中之坊左近殿御知行所

吉野郡志賀村本清寺

三昧

一、御赦免御除地

開山行基菩薩御自作

一、墓地面 式畝四歩

一、燒穴 卷ヶ所

一、六地藏 有

一、礼場 〃

一、迎地藏 南向

一、峰寺御除地面 卷反三畝五歩

墓郷

一、峰寺村 志賀村 さくら村

平尾村

山口村 かわらや村 立野村

〃七ヶ村

〃 聖宇兵衛

舟越左衛門殿御知行所

宇智郡源山村西方寺

三昧

一、御下除地

開山行基菩薩御開基

一、燒穴 卷ヶ所

一、六地藏 有

一、禮場 有

一、三昧地面 式拾間四方

墓郷

一、源山村 丹原村

産沢村

〃三ヶ村

〃 聖平兵衛

清左衛門

小田又太節殿御代官所



宇智郡須惠村水無寺

一、御赦免御除地

開山行基菩薩御自作

一、火葬場 式間ニ三間 南向

一、六地藏 丈間ニ四尺 東向

辻ニ地藏尊有之

一、三昧除地面 東西拾五間南北十式間

墓郷

一、須惠村 五条村

ノ式ケ村

聖

喜兵衛

儀兵衛

小田又太郎殿御代官所

宇智郡釜久保村

尾崎寺三昧

一、御赦免御除地

開山行基菩薩御自作

一、焼穴 壱ケ所

一、六地藏 有之

三昧除地面 東西五間南北拾三間

聖西釜久保村

与三郎 預 源兵衛

舟越駿河守殿御知行所

宇智郡靈安寺村西正寺

一、御赦免御除地

開山高祖菩薩御自作

一、焼穴 壱ケ所

一、六地藏 東向

一、禮場 有

一、善導寺ト申寺壱ケ所 有

右寺下ニ池有

一、辻地藏 有

三昧地面 南ノ東西七拾七間 中ノ北へ拾壱間 北ノ東西四拾間

次ノ廻リ拾五間十九間

次ノ廻リ四十八間ノ三方廻リ也

内六拾間指渡し

墓郷

一、靈安寺村 牧村 野原村

ノ三ケ村

聖佐七

左助

